

川崎市公告第540号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

次期文書管理・財務会計システムのネットワーク機器に関する賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎ほか

(3) 履行期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

(4) 調達物品の概要

仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市「令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記「2(4)」を証する書類（写し可）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎10階デジタル化施策推進室

総務企画局デジタル化施策推進室 行政情報システム再構築担当 内山、小関

電話 044-200-1502（直通）

電子メール 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年2月19日(木)から令和8年2月26日(木)までとします(8時30分から12時まで及び13時から17時15分まで(土日祝日を除く。))。

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争参加資格確認申請書等を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年3月3日(火)8時30分から12時まで及び13時から17時15分まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和8年3月3日(火)から令和8年3月10日(火)までとします(8時30分から12時まで及び13時から17時15分まで(土日祝日を除く。))。

(3) 問合せ方法

所定の質問書で受け付けます。必要事項を記入し、電子メールで送付してください。また、質問書を送信したことを担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月17日(火)までに、入札参加資格者に電子メールで送付します。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札金額及び方法

5年のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた総額での入札額とします。

入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月24日（火） 14時

イ 場所

川崎市役所本庁舎10階デジタル化施策推進室 開発室2

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行なうことがあります。

(5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

また、本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンを使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

(4) 落札決定の効果

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

1.1 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、3（1）に同じです。